

幸手市告示第 1 9 2 号

農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき告示するとともに、同条第 2 項の規定により、当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

幸手市長 木 村 純 夫



1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

幸手市役所 建設経済部 農業振興課
幸手市東 4 丁目 6 番 8 号

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和 7 年 9 月 1 9 日以後、常時備え置いてあります。